

令和4年9月28日

谷口委員

公明党の谷口でございます。私からは、今日は1つのテーマに絞ってお伺いをしていきたいと思っております。今日は交通禁止道路の通行許可についてお伺いをしていきたいと思っております。

県警察におかれましては、交通の実態、また道路の環境を踏まえて適切な交通規制を実施して、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図っていただいていると認識しております。特に通学路、また生活道路等においては、人優先の安全・安心な歩行空間を整備するための具体的な手法の一つとして、必要な箇所に対して通行する車両の総量を抑制するために、車両の通行を禁止する交通規制を講じて、そして安全対策を推進していただいていると承知をしているところであります。

こうした通行が禁止された区間内に居住する方々等が通行禁止区域内の道路を通行するためには、警察署長に通行許可の申請を行う必要があります。そこで、今日はこの通行禁止道路の通行許可手続について何点かお伺いをしていきたいというふうに思います。

まず、通行禁止道路の通行許可、これの基本的な考え方について確認をさせていただきます。

交通規制課長

道路標識等によりその通行を禁止されている道路、またはその部分につきましては、車両は警察署長が許可したときはそこを通行することができるかとされております。

通行許可の申請を受けた警察署長は、通行禁止道路を通行するやむを得ない理由があるかを判断し、必要な条件を付して許可することとしております。

谷口委員

今答弁いただいた許可する要件である警察署長が許可するやむを得ない理由、これについて具体的にどういうものかお伺いしたいと思います。

交通規制課長

車庫、空き地、その他当該車両を通常保管するための場所に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路またはその部分を通行しなければならないこと、そして、身体に障害のある者を車両の通行を禁止されている道路またはその部分を通行して輸送すべき相当の事情があること、さらに、貨物の集配、電気、ガス、水、電話等の工事、冠婚葬祭、引っ越し等による通行、その他、警察署長が公益上または社会生活上やむを得ないと認める事情があること、それらのいずれかに該当する必要があるかとございます。

谷口委員

分かりました。幾つか具体的な例を挙げていただきましたけれども、それでは、この通行禁止の道路の通行許可をどうやって申請をすればいいのか、申請方法について確認をさせていただきます。

交通規制課長

通行許可の申請については、許可を受けようとする者は、申請書を当該通行禁止道路を管轄する警察署長に提出しなければならないとされております。原則、許可を受けようとする場所を管轄する警察署に来庁いただきまして申請をいただき、再度許可証の受領のため来庁していただいております。

谷口委員

分かりました。申請をして、また許可を取れた場合は取りに行く、こういう手続になるわけでありますけれども、一方で、いわゆる車両及び運転者を特定しない、その通行禁止道路の通行許可の手続について伺いたいと思います。

交通規制課長

通行禁止道路通行許可は、通常通行する車両及び主たる運転者を特定して申請をいただいております。ただし、通行禁止道路に住居がある身体に障害のある方がタクシーを利用する場合など、事前に使用する車両、運転者を特定できないケースもございます。そのような場合には、車両及び運転者を特定せずに通行禁止道路通行許可を受けることができます。

谷口委員

分かりました。今、車両及び運転者を特定、通常は特定するということですが、特定しない通行許可の制度も、例えば障害者の方がタクシーを呼ぶ場合等にあるということなのですが、この今の制度をいかにして関係者に周知をしているのか、これをお伺いしたいと思います。

交通規制課長

一般的な通行許可制度につきましては、県警ホームページに掲載を従来からしておったところがございますが、今般ホームページを修正いたしまして、車両及び運転者を特定しない通行許可制度についても新たに掲載し、周知を図っております。

谷口委員

分かりました。ホームページ修正していただいておりますありがとうございます。

ホームページ見に行く方はそれでこの情報というのが得られるわけでありませけれども、一方で、さらに、ホームページなかなか利用できない方も現実おられますので、この制度を利用する方々により広く知っていただく必要があると思いますけれども、ホームページ以外の周知方法についてお伺いしたいと思います。

交通規制課長

本手続で利用されるのは身体に障害のある方々でございますので、身体障害者団体に対する個別の説明を行う予定であります。また、身体に障害のある方々が利用することが見込まれるタクシー業界等につきましても同様に説明を行う予定であります。

谷口委員

分かりました。身体障害者の方々の団体、またタクシーの業界団体のほうにわざわざ訪問していただいております周知をしていただくということでもありますけれども、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

ちょっと申請のところに戻りたいと思うんですが、通行許可の申請は、原則

当該道路を管轄する警察署に来庁する、行かなければいけないというふうになっているんですけれども、ほかの方法があるのかどうか確認させてください。

交通規制課長

県警察ホームページ、または警察庁ホームページに掲載されております警察行政手続サイトにおいて、一定の要件はあるものの、オンラインによる申請を行うことが可能であります。

谷口委員

分かりました。原則行かなければいけないんですけれども、オンラインでも申請ができるということなんですけれども、オンラインによる申請手続を実施できる要件、その範囲みたいなのがあると思いますけれども、その要件についてお伺いしたいと思います。

交通規制課長

過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、許可を受けた期間の変更の申請、運転者の追加または変更の申請、そして、車両の諸元、構造、車種が同一のものへの変更の申請、さらに、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請、これらいずれかを満たす申請が対象となっております。

谷口委員

分かりました。過去に一度、一定期間の範囲だと思えますけれども、許可を受けたことがあるものについてオンラインでの申請が可能だという基本的には考え方はよく分かりました。

それで、いわゆる交通規制に関する申請というのはそのほかにもたくさんあるかというふうに思えますけれども、ほかの許可申請についてもオンラインによる申請手続が可能かどうかお伺いしたいと思います。

交通規制課長

警察行政手続サイトにおきまして、道路使用許可の申請、制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可等についてもオンラインの申請が可能であります。

谷口委員

分かりました。それで、ちょっとこれは最後の質問になりますけれども、今一応オンラインの申請については、申請段階では一定の要件の下で可能ということで、地元からいろいろ頂いている要望では、許可証を受け取るのもオンラインでできないかという要望なんかも頂いております。

そういう意味で、今後このオンライン申請における手続の要件の例えば緩和とか、許可証の交付とか、今申し上げた、今後オンライン化、世の中かなりオンライン化が進んでおりますので、このオンライン化のさらなる利便性の向上に向けた取組について、最後確認をさせていただきたいと思えます。

交通規制課長

現在行政手続のオンライン化の推進については、国において取組が行われておるところでございます。県警察といたしましてはその動向を踏まえまして、国と連携して検討を進めてまいります。

また、ほかの手続においては、当県で独自にオンラインシステムを導入した事例もございまして、そうした事例も参考にしつつ、県民のより一層の利便性

の向上を図ってまいりたいと思います。

谷口委員

最後、要望になりますけれども、今質問お伺いしてきましたけれども、県警察におかれては車両及び運転者を特定しない通行禁止道路の通行許可制度の周知の拡大について、直接障害者団体やタクシー業界等に行っていただいて周知活動を行うということでもありますけれども、引き続き身体障害者の方々等をはじめとした移動に困難を感じる方々がより一層活躍できる社会を実現していただくために、さらなる周知活動をお願いしたいと思います。

あわせて、最後に、全体のオンライン化の拡充ということもお願いをさせていただきましたけれども、これについては過日、あるバス会社さんのほうから、県の北部のほうで会社があつて、県の南部のほうに通行許可を取りたいという場合に、やはり2度行かなければいけない。今のお話ですと、過去に一度取っていただければ、一度は申請はオンラインでできるけれども、いずれにしても許可証は取りにいかなくてはならないということで、そうした要望も頂いていますし、それ以外にも様々、やはり2度とも、申請のときも許可証を受けるときもやはりオンラインで受け取りたいという声をたくさん頂いておりますので、こうした通行許可、また、全体の申請の利便性の向上についても、今国が検討しているということでもありますけれども、その動向をとにかく早く情報を取っていただく、注視をしていただいて、このオンライン申請を実施できる要件や、許可証を受け取るということについても利便性が向上するように、ぜひとも取組をお願いをさせていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。